

放射線部業務補助職員（会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム））採用試験案内
〔愛媛県立今治病院〕

令和6年2月13日
愛媛県立今治病院

愛媛県立今治病院で勤務する放射線部業務補助職員採用のための試験を次のとおり行います。

- 受付期間 令和6年2月13日(火)10:00～令和6年2月22日(木)17:15
- 試験日 令和6年2月19日(月)～27日(火)
- 試験会場 愛媛県立今治病院(今治市石井町4丁目5-5)
- 採用予定日 令和6年4月1日以降

1 採用予定人員、勤務先及び職務内容

採用予定人員	勤務先	職務内容
1人程度	愛媛県立今治病院	放射線部及びリハビリテーション部で業務補助に従事します。

※ 採用予定人員はフルタイム・パートタイムの合計です。

2 受験資格

- (1)平成18年4月1日までに生まれた者
- (2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

3 試験の方法等

試験種目	試験の内容
面接試験	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

4 試験の日時、場所

- (1)試験日 令和6年2月19日(月)～27日(火)
- (2)試験実施場所 愛媛県立今治病院(今治市石井町4丁目5-5)
- (3)その他 集合時刻などの詳細については、書類選考後、随時ご連絡いたします。連絡がない場合は、病院事務局までお問い合わせください。
※書類選考にて不採用となる場合もあります。

5 受験申込み方法

次のとおり、郵送又は下記(2)申込方法に記載の申込み先までお持ちいただくかのいずれかの方法で申し込んでください。

※ 他の試験区分との併願はできません。

(1)受付期間

令和6年2月13日(火)～令和6年2月22日(木)必着

(2)申込方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、履歴書の左上の余白に「放射線部業務補助職員（フルタイム又はパートタイム）」と記載のうえ、下記の提出先へ提出してください。なお、パートタイムを希望の方は勤務日数・時間もご記入ください。（例：週5日×6時間）

申込み先：愛媛県立今治病院総務医事課庶務係

〒794-0006 今治市石井4丁目5-5

6 合格から採用まで

合格発表は2月28日(水)を予定しており、当院ホームページに合格者の受験番号を掲載します。合格発表後、合格者のみ受験者本人へ結果通知書を郵送します。

試験合格者は、令和6年4月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

(1)任用期間

1会計年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。

(2)勤務時間

《フルタイム勤務》

午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分×週5日勤務（60分休憩）

《パートタイム勤務》

フルタイム勤務の範囲内で設定

※ 所属によっては、これによらない場合があります。

※ 年度途中でのフルタイム・パートタイムの切替え不可。

(3)休日

土曜・日曜・祝日のほか、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

ただし、職種によっては土曜・日曜・祝日に勤務する場合があります。

(4)服務

会計年度任用職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

・服務の宣誓（第31条） ・秘密を守る義務（第34条）

・職務に専念する義務（第35条）

・争議行為等の禁止（第37条） ・営利企業への従事等の制限（第38条）

(5) 給与等

- ① フルタイム勤務の場合、1年目は月額163,023円（令和6年2月1日現在）の基本給が支給されます。
- ② パートタイム勤務の場合の月額は、勤務時間に応じて割り落とされます。
- ③ 令和7年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります。
- ④ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。
- ⑤ 社会保険（地方職員共済短期組合員（健康保険）、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。
- ⑥ フルタイム勤務の場合は、継続勤務期間が12月を超えると、地方職員共済一般組合員となります。（年金保険も共済となる）

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

8 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立今治病院総務医事課庶務係へお問い合わせください。〔電話 0898-32-7111〕

受付期間中の午前9時00分から午後5時00分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。